

令和5年3月8日

各 位

南アルプス市役所
総務部総務課

南アルプス市業務委託契約約款等の一部改正について

南アルプス市業務委託契約約款等について、令和5年4月1日から下記のとおり改正しますので、お知らせします。

記

1 改正理由

(1) 国・県の建設工事標準請負契約書（約款）の取扱いに準拠するために行うもの

①近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、災害応急対策又は災害復旧に関する業務において発注者が損害合計額を負担することを明記

②公共工事における更なる暴力団排除の徹底の観点から、暴力団排除条項の対象を拡大

(2) 文言の修正を行うもの

2 改正内容

(1) 国・県の建設工事標準請負契約書（約款）の取扱いに準拠するために行うもの

①災害応急対策又は災害復旧に関する業務において、成果品の引渡し前に、不可抗力により業務の出来形部分等、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、発注者が損害合計額を負担するものとする事とした。

(約款第28条)

②受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できる事とした。

(約款第42条、庁舎等清掃業務委託契約書第21条、選挙ポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託契約書第34条)

(2) その他文言の修正を行うもの

誤字の訂正を行った。

(約款第45条第2号、第49条第2項第1号、選挙ポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託契約書第41条第2項第1号)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する案件から適用する。